

やまなし人材定着奨学金返還支援制度支援対象者募集要領

1 趣旨

山梨県では、若者の県内における就業を促進し、県内への定着を図ることにより、本県の産業を担う人材を継続的かつ安定的に確保するとともに、人口減少危機対策の一層の充実を図るため、県内の中小企業等に就職した大学生等の奨学金返還支援制度（以下「本制度」という。）を創設することとしました。

本制度を利用し、登録企業への就職を希望する方（以下「支援対象者」という。）を募集します。

2 事業の全体像

本制度は、大学等※1在学中に奨学金※2の貸与を受け、卒業または修了後、登録企業※3に正規雇用※4された者が、一定期間県内の事業所で就業した場合に、県と登録企業が協力して奨学金の返還を支援（補助金交付）※5するものです。

なお、本制度を利用するためには、手続きが必要です。登録（認定）は無料です。

※ 国、地方公共団体、地方独立行政法人、国立大学法人等へ就職する方は本制度の対象外です。

※1 大学等：大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいいます。

※2 本制度で対象とする奨学金は次のとおりです。ただし、大学等在籍中に貸与を受けた分（入学時の一時金を除く。）に限ります。

①独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）

②独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）

※3 「登録企業」は、本制度の趣旨に賛同し、登録した企業等（法人、団体、個人事業主）をいいます。

※4 正規雇用とは、次のすべてに該当する雇用をいいます。

①期間の定めのない労働契約をしていること。

②労働者派遣法第2条第2号に定める派遣労働者として雇用される者でないこと。

③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に、長期雇用を前提として賞与又は退職金制度の実施及び昇給の実施が規定され、当該規則が適用されている労働者であること。

※5 奨学金の返還支援（補助金）の対象には、利息分を含みません。

3 支援対象者の要件

令和7年4月1日以降に就職する者で、次の（1）～（3）のいずれかにおいて、要件を全て満たし、県が登録（認定）した者とします。

（1）大学生等の場合

- ①大学等を卒業する翌月の初日から起算して6ヶ月以内に、登録企業に正規雇用による就職を希望し、大学等を卒業する日以後直近の4月1日において35歳未満の者であること。
- ②大学等在学中に奨学金を借り入れ、卒業後に返還予定の者であること。
- ③大学等を卒業する日以後直近の4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ定住することを目的として県内に住所を有する見込みであること。

（2）既卒者の場合

- ①登録（認定）申請時点で大学等を卒業・修了している者であること。
- ②山梨県外に居住し、かつ、山梨県外にある企業（県内に本社を有する企業を除く。）に就業している者又は山梨県内にある企業を会社都合で離職した者であること。
- ③登録（認定）申請日の属する年度の翌年度の4月1日において35歳未満の者で、4月末日までに、登録企業に正規雇用による就職を希望する者であること。
- ④大学等在学中に奨学金を借り入れ、補助金交付申請時点で返還残額があり、かつ、滞納額がない者であること。
- ⑤登録（認定）申請日の属する年度の翌年度の4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ定住することを目的として県内に住所を有する見込みであること。

（3）市町村支援満了者の場合

- ①登録（認定）申請を行う年度が山梨県内にある市町村の実施する奨学金返還支援制度（以下「市町村支援制度」という。）が満了見込みの日の属する年度となる者であること。
- ②登録（認定）申請日の属する年度の翌年度の4月1日において35歳未満の者で、市町村支援制度の適用前において大学等に在学する学生か大学等を卒業・修了し、山梨県外に居住し、かつ、山梨県外にある企業（県内に本社を有する企業を除く。）に就業している者又は山梨県内にある企業を会社都合で離職した者であること。
- ③登録（認定）申請日の属する年度の翌年度の4月末日まで、認定申請日から引き続き登録企業に正規雇用による就業を希望する者であること。
- ④大学等在学中に奨学金を借り入れ、補助金交付申請時点で返還残額があり、かつ、滞納額がない者であること。
- ⑤登録（認定）申請日の属する年度の翌年度の4月初日を起点とした6年間のうち、4年間以上山梨県内に勤務し、かつ定住することを目的として県内に住所を有する見込みであること。

(注)「(3) 市町村支援満了者」は県への支援対象者の登録(認定)申請を市町村支援制度が満了する日の属する年度に行うため、登録(認定)申請の時点で本制度が終了している場合、県からの支援はありませんので注意が必要です。

就業期間の取扱い

1 転勤等による県外での就業期間の取扱い

- 支援対象者が転勤等により県外の事業所の業務に従事する期間は、就業期間の算定から除外されます。
- 県外出張や研修など、住民票を移動せずに一時的に県外で業務に従事している期間は、他の従業員と比べて著しく頻回・長期である場合を除き県内の就業期間に算入します。
- 就業期間の計算に当たっては県内で勤務することとなった日の属する月の翌日(その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月)から、県内で勤務しなくなった日の属する月(その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月の前月)までの期間の月数の通算によるものとします。

2 出向の就業期間の取扱い

○登録企業に在籍して他企業等に出向する場合

- 他企業等に出向する期間は、就業期間の算定から除外されます。
- 就業した期間の計算は、「転勤等による県外での就業期間の取扱い」をご覧ください。

○登録企業から転籍して他企業等に出向する場合

- 会社都合による退職と同じ扱いとなります。

4 対象となる奨学金

大学等の修学のために貸与を受けた本人による返還が必要な次の奨学金とします。

独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)及び第二種奨学金(有利子)

5 支援内容

(1) 大学生等及び既卒者

支援対象者が大学等の在学時に貸与を受けた奨学金総額(既卒者については、大学等の在学時に貸与を受けた奨学金のうち支援金(補助金)交付申請時の返還残額(利子分は除く))の2分の1を8年間で支援(補助)します。ただし、支援(補助)総額は120万円を上限とします。

なお、毎年の支援においては、支援対象者が支払った前年度の奨学金返還実績を参考に支援額(補助額)を決定します。

また、登録企業は県が支援対象者に対して支給する支援金(補助金)のうち、2分の1に相当する額を県が設置する基金に年度ごとに寄附していただきます。

(例) 4年制大学を卒業した支援対象者に対する支援(補助)総額

貸与された奨学金総額244.8万円の場合

支援（補助）総額 120万円

（120万円<122.4万円（=244.8万円×1／2））

企業負担額 60万円（=120万円×1／2）

※8年間で総額60万円を負担していただきます。

（2）市町村支援満了者

支援対象者が大学等の在学時に貸与を受けた奨学金のうち、市町村支援満了後、支援金（補助金）交付申請時の返還残額（利子分は除く）の2分の1を4年間で支援（補助）します。ただし、支援（補助）総額は60万円を上限とします。

その他、毎年の支援額の決定、登録企業の寄附については「（1）大学生等及び既卒者」をご覧ください。

6 登録企業の要件

山梨県内に本社を有する中小企業等又は勤務先を山梨県内に限定した採用を行う中小企業等で、正規雇用による採用予定があること

※中小企業等：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定された中小企業者と同規模の事業主（事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格がない社団若しくは財団）をいう。会社法人以外の法人（例：社会福祉法人、医療法人など）も対象となります。

業種 ※業種は、日本標準産業分類上の分類による。	A・Bのいずれかを満たすこと	
	A資本金の額又は出資の総額	B常時使用する従業員の数
1 製造業、建設業、運輸業その他の業種（2から4までの業種を除く。）	3億円以下	300人以下
2 鉄鋼業	1億円以下	100人以下
3 サービス業	5,000万円以下	100人以下
4 小売業	5,000万円以下	50人以下

※国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（例：地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人など）は対象とはなりません。

※本制度の登録企業は、県ホームページ等に順次掲載しますので、ご確認ください。

（特設サイト）<https://shougakukin.pref.yamanashi.jp/support/>

7 支援の流れ

支援対象者を支援する流れは、おおむね以下のとおりとなります。

（1）企業等の登録申込・決定

申請いただいた企業等に対し、県が登録を行い、通知します。

（2）支援対象者の登録（認定）申請・決定

大学生等は県に支援対象者の登録（認定）を申請し、県が登録（認定）を行い、通知します。

※（1）と（2）は市町村支援満了者を除き、支援対象者の採用前に行われている必要があります。また、登録企業は支援対象者の申し出に対して本制度を適用するかどうかを採用前までに決定し、支援対象者に通知します。

（3）支援対象者の就職

（4）支援対象者の支援金（補助金）交付申請・決定

採用された支援対象者は、「11 支援対象者の交付申請の手続き（3）申請期間」の期日までに登録企業の在職証明書等必要書類を添付のうえ、県に支援金（補助金）交付の申請を行い、県が決定、支援対象者に通知します。また、登録企業に対しても別途通知します。

（5）奨学金の返還

支援対象者は、独立行政法人日本学生支援機構に対して奨学金の返還を行います。

（6）状況報告書及び概算払請求書の提出

支援対象者は、登録企業の在職証明書等必要書類を添付のうえ、毎年5月31日までに、県に前年度の奨学金返還の状況や勤務・居住の状況報告と支援金（補助金）の概算払請求を行います。

（7）登録企業負担分を県基金へ寄附

登録企業は、支援金（補助金）の企業負担分を県が設置する基金へ寄附します。

（8）支援金（補助金）交付

登録企業が企業負担分を県に寄附した後、県から支援対象者に対して支援金（補助金）を交付します。

※支援期間満了の前年度まで（6）～（8）を繰り返します。また、支援期間満了時には支援対象者からは（6）に代えて実績報告書を提出していただき、（7）（8）を行います。

8 支援対象者の登録（認定）申請の手続き

支援対象者として登録（認定）を受けるためには、次の手続きが必要となります。

（1）手続き方法

申請期間内に次の必要書類を添えて、補助金支給対象者認定申請書を「19 提出先及び問い合わせ先」まで郵送（簡易書留）していただくか、次の特設サイトから電子申請により申請してください。

（特設サイト）<https://shougakukin.pref.yamanashi.jp/job-seeker/>

（2）必要書類（電子申請する場合、PDFデータ又は画像データにより提出）

①奨学金の貸与を受けていることを証明する書類（奨学生証の写しなど）

（既卒者は奨学金の返還を証するもの（日本学生支援機構のスカラネットパソコンから発行申請してください））

②大学等の学生証又はこれに準ずるものとの写し（既卒者は卒業証明書又はこれに準ずるものとの写し）

③本人確認書類の写し（既卒者のみ）

④その他知事が必要と認める書類

（例）既卒者のうち、県外企業（県内に本社のある企業は除く。）に勤務している方：

県外企業で就業していることが分かる書類（健康保険証、社員証など）

既卒者のうち、会社都合で離職した方：会社都合で離職したことが分かる書類

（雇用保険被保険者離職票－2など）

（3）申請期間

令和8年度就職：令和6年10月31日（木）から令和8年3月18日（水）まで

令和9年度就職：令和8年1月5日（月）から令和9年3月17日（水）まで

ただし、既卒者（令和8年5月1日（金）から令和9年4月30日（金）まで

の就職を希望する方）・市町村支援満了者は、

令和8年4月1日（水）（予定）から令和9年3月17日（水）まで

9 支援対象者の登録（認定）結果の通知等

県は、提出された申請書類を確認し、支援対象者として登録（認定）をしたときは申請のあった支援対象者に認定通知書を送付しますので、大切に保管してください。なお、後述「10」～「18」の手続きも参照してください。

10 支援対象者の登録（認定）内容の変更手続き

支援対象者は、登録（認定）の通知を受けた内容に変更があったときは、速やかに必要書類を添えて、補助金支給対象者認定変更承認申請書を「19 提出先及び問い合わせ先」まで郵送（簡易書留）により提出してください。

11 支援対象者の交付申請の手続き

支援対象者は、支援金（補助金）の交付決定を受けるためには、次の手続きが必要となります。

（1）手続き方法

申請期間内に次の必要書類を添えて、補助金交付申請書を「19 提出先及び問い合わせ先」まで

郵送（簡易書留）していただきか、次の特設サイトから電子申請により申請してください。

（特設サイト）<https://shougakukin.pref.yamanashi.jp/job-seeker/>

（2）必要書類（電子にて申請する場合、PDFデータ又は画像データにより提出）

①奨学生の貸与を受けていることを証明する書類書類（奨学生証の写しなど）

(既卒者は奨学金の返還を証するもの（日本学生支援機構のスカラネットパーソナルから発行申請してください。))

②支給対象者認定通知書の写し（または認定変更承認通知書の写し）

③在職証明書（様式第7号の1）

④住民票の写し

⑤その他知事が必要と認める書類

（3）申請期間

①大学生等の場合

（ア）卒業した年度の翌年度に就職した場合：就職した日から2ヶ月以内

（例）R8.3月卒業／R8.4月就職の場合：R8.4.1～R8.5.31

（イ）卒業年度に就職した場合：就職した日の属する年度の翌年度の4月1日から5月31日まで

（例）R8.9月卒業／R8.10月就職の場合：R9.4.1～R9.5.31

②既卒者・市町村支援満了者の場合：

認定通知日の属する年度の翌年度の4月1日から5月31日まで

（例）R9.3月に認定された場合：R9.4.1～R9.5.31

12 支援対象者の交付決定の通知等

県は、提出された申請書類を確認し、交付決定をしたときは申請のあった支援対象者に交付決定通知書を送付しますので、大切に保管してください。また、登録企業に対しても別途通知します。

13 支援対象者の交付決定内容の変更手続き

支援対象者は、交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに関係書類を添えて、補助金変更承認申請書を「19 提出先及び問い合わせ先」まで郵送（簡易書留）により県に提出してください。

14 状況報告書の提出及び支援金（補助金）請求手続き

実際に支援金（補助金）の支給を受けるためには、毎年度、次の手続きが必要です。

（1）手続き方法

提出期間内に次の必要書類を添えて、補助金状況報告書及び概算払請求書を「19 提出先及び問い合わせ先」まで郵送（簡易書留）により提出してください。

（2）必要書類

①在職証明書（様式第7号の1）

（就職後から前年度3月末日までの県内での在職状況が分かる証明書とし、毎年4月1日以降の日付で作成してください。）

- ②住民票の写し（毎年4月1日以降に取得してください。）
- ③奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書（前年度3月末日までの返還実績が分か
るものを日本学生支援機構のスカラネットパーソナルから発行申請してください。）
- ④交付決定通知書の写し（または変更交付決定通知書の写し）

（3）提出期間

毎年度4月1日から5月31日まで

15 実績報告書の提出手続き

（1）手続き方法

提出期間内に次の必要書類を添えて、実績報告書を「19 提出先及び問い合わせ先」まで郵送
(簡易書留)により提出してください。

（2）必要書類

- ①在職証明書（様式第7号の1）
- ②住民票の写し
- ③奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書
- ④交付決定通知書の写し（または変更交付決定通知書の写し）

（3）提出期間

支援（補助）期間満了日若しくは「17 支援対象者の交付決定の廃止等の手続き」による廃止の承
認を受けた日から起算して30日を経過した日又は支援（補助）期間満了日の翌年度の4月10日
のいずれか早い日まで。

16 支援対象者の登録（認定）取消し

支援対象者が、次の（1）～（6）のいずれかに該当する場合には、「8」の登録（認定）を取り消
すことがあります。

- （1）補助金支給対象者認定辞退届が提出された場合
- （2）奨学金の貸与を取り消された、又は辞退した場合
- （3）留年、1年を超える期間の休学又は停学の処分を受けた場合
- （4）退学した場合
- （5）奨学金返済を滞納した場合
- （6）その他、支給対象者の要件を満たさないことが明らかな場合

17 支援対象者の交付決定の廃止等の手続き

支援対象者は、次の（1）～（5）のいずれかに該当する場合には、速やかに関係書類を添えて

補助金廃止承認申請書を提出してください。

また、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日までに「15 実績報告書の提出手続き」を参考に実績報告書を提出してください。

- (1) 対象企業での就業後に会社都合又は自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合に限る。）で離職し、再び、対象企業で就業せず、合算して12ヶ月を超えた場合
- (2) 対象企業での就業後に自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）で離職し、再び、対象企業で就業せず、合算して6ヶ月を超えた場合
- (3) 県外に転出した場合（ただし、会社都合による県外勤務期間を除く。）
- (4) 奨学金返済を免除された場合
- (5) その他知事が認めた場合

18 支援対象者の交付決定の取消し

支援対象者が、次の（1）～（6）のいずれかに該当する場合には、「12」の交付決定を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により本補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (2) 奨学金返済を滞納した場合
- (3) 本要領「14」による状況報告を怠った場合
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合
- (5) 対象企業からの出捐が得られなかった場合
- (6) その他知事が不適当と認めた場合

なお、本取消しに係る部分に対する支援金（補助金）が既に交付されているときは、当該支援金（補助金）の全部又は一部の返還が必要となるとともに、加算金及び延滞金が生じますのでご承知おきください。

19 提出先及び問い合わせ先

やまなし人材定着奨学金返還支援事務局（ヒューコムエンジニアリング株式会社内）

〒409-3851 山梨県中巨摩郡昭和町河西 1232-1 TEL:080-7044-0200

附則

この要領は、令和6年10月31日から施行する。

附則

この要領は、令和7年3月7日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年1月5日から施行する。